

介護家族等に関する県民意識調査 御協力をお願い

皆様には、日ごろから群馬県政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、高齢者の保健福祉、介護保険等に関する県民の皆様の意識や要望などを把握し、「第9期群馬県高齢者保健福祉計画」の策定にあたっての基礎資料とすることを目的として、市町村の協力を得て、県民意識調査を実施することといたしました。

この調査の実施にあたり、県内にお住まいの40歳以上65歳未満の皆様の中から、1,600人を無作為に選ばせていただいたところ、誠に勝手ながら、あなた様にご意見をお伺いすることになりました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご回答にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

なお、調査は無記名の形式で行い、お寄せいただきましたご回答は統計的に処理した上で公表しますので、個人のお名前や個人が特定できる情報が公表されることは一切ございません。皆様の率直なご回答をお願いいたします。

令和5年1月

群馬県健康福祉部介護高齢課長 佐藤 貴彦

■ご記入にあたってのお願い

- ① ご記入は封筒の宛名のご本人様をお願いしますが、体調が良くないなどの理由で回答が困難な場合には、40歳以上65歳未満のご家族の方がいらっしゃる場合は、ご本人様に代わってご回答いただいても差し支えございません。
- ② 回答の選択肢は、1つだけ回答していただくものと、複数（当てはまるもの全て・3つ以内など）を回答していただくものがありますので、設問の説明に従って回答してください。
また、回答にあたっては、（チェックボックス）からはみ出さないようにチェックを入れてください。
- ③ 回答が「その他」に当てはまる場合は、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
- ④ ご記入いただきました調査票は、同封した返信用封筒（切手不要）に入れたうえで、
令和5年2月13日（月）までにご投函をお願いします。

【調査についての問い合わせ先・返送先】

群馬県健康福祉部介護高齢課 企画・介護保険係
所在地：〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
電 話：027-226-2576（直通）

（裏面の説明もご覧ください）

■「第9期群馬県高齢者保健福祉計画」とは

群馬県高齢者保健福祉計画は、老人福祉法により県が定める「老人福祉計画」と、介護保険法により県が定める「介護保険事業支援計画」を一体のものとして、3年ごとに策定しています。

第9期群馬県高齢者保健福祉計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、令和5年度中に策定するものです。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者を取り巻く状況や地域の特性等を踏まえ、県が取り組むべき各種施策について計画に定めます。

【県が取り組むべき主な施策】

- ・地域共生社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）
- ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ・認知症施策の推進
- ・多様な福祉・介護サービス基盤の整備
- ・介護人材確保対策と資質の向上及び業務効率化の推進

■個人情報（住所、氏名の情報）の取扱いについて

本調査の実施に使用する個人情報（住所、氏名の情報に限る）は、調査票を発送することを目的として、市町村の協力を得て、県内にお住まいの40歳以上65歳未満の方の中から1,600人の方を無作為に抽出したものです。

個人情報は、専ら今回お送りした調査票の発送の目的のみに使用するものですので、本調査の終了後は、速やかにシュレッダー・裁断処理等の方法により適切に処分します。

また、本調査は無記名の形式で行い、お寄せいただくご回答の内容は、統計的に処理した上で公表しますので、個人のお名前や個人が特定できる情報が公表されることは一切ございません。

介護家族等に関する県民意識調査

調査票

■ 基本情報

問1 あなたの住まいの市町村名を選んでください。
(当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 前橋市 | <input type="checkbox"/> 19 甘楽町 |
| <input type="checkbox"/> 2 高崎市 | <input type="checkbox"/> 20 中之条町 |
| <input type="checkbox"/> 3 桐生市 | <input type="checkbox"/> 21 長野原町 |
| <input type="checkbox"/> 4 伊勢崎市 | <input type="checkbox"/> 22 嬬恋村 |
| <input type="checkbox"/> 5 太田市 | <input type="checkbox"/> 23 草津町 |
| <input type="checkbox"/> 6 沼田市 | <input type="checkbox"/> 24 高山村 |
| <input type="checkbox"/> 7 館林市 | <input type="checkbox"/> 25 東吾妻町 |
| <input type="checkbox"/> 8 渋川市 | <input type="checkbox"/> 26 片品村 |
| <input type="checkbox"/> 9 藤岡市 | <input type="checkbox"/> 27 川場村 |
| <input type="checkbox"/> 10 富岡市 | <input type="checkbox"/> 28 昭和村 |
| <input type="checkbox"/> 11 安中市 | <input type="checkbox"/> 29 みなかみ町 |
| <input type="checkbox"/> 12 みどり市 | <input type="checkbox"/> 30 玉村町 |
| <input type="checkbox"/> 13 榛東村 | <input type="checkbox"/> 31 板倉町 |
| <input type="checkbox"/> 14 吉岡町 | <input type="checkbox"/> 32 明和町 |
| <input type="checkbox"/> 15 上野村 | <input type="checkbox"/> 33 千代田町 |
| <input type="checkbox"/> 16 神流町 | <input type="checkbox"/> 34 大泉町 |
| <input type="checkbox"/> 17 下仁田町 | <input type="checkbox"/> 35 邑楽町 |
| <input type="checkbox"/> 18 南牧村 | |

問2 あなたの性別を選んでください。
(当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 男 | <input type="checkbox"/> 3 その他 |
| <input type="checkbox"/> 2 女 | |

問3 あなたの年齢を選んでください。
(当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 40～44歳 | <input type="checkbox"/> 4 55歳～59歳 |
| <input type="checkbox"/> 2 45～49歳 | <input type="checkbox"/> 5 60歳～64歳 |
| <input type="checkbox"/> 3 50～54歳 | <input type="checkbox"/> 6 無回答 |

■介護や介護保険サービスの利用について

問8 あなたに介護が必要となった場合、どのような介護を受けることを望みますか。
(あなたの考えに最も近いチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- 1 自宅で家族中心に介護を受けたい
- 2 自宅で家族の介護と訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）などの在宅サービスを組み合わせて介護を受けたい
- 3 特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設で介護を受けたい
- 4 医療機関に入院して介護を受けたい
- 5 その他（)

※用語の解説

【訪問介護（ホームヘルプサービス）】

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの「身体介護」や調理・掃除・買い物などの「生活援助」を行う介護保険サービスです。

【通所介護（デイサービス）】

日帰り介護施設（デイサービスセンター）などに通い、そこで健康チェックや入浴・食事などの提供とその介護、日常の動作訓練などを行う介護保険サービスです。

【特別養護老人ホーム】

原則として要介護度3以上の認定を受けた方で、自宅で適切な介護を受けることが困難な方が入所して、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う介護保険施設です。

【有料老人ホーム】

食事の提供、介護の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理の少なくとも一つのサービスを提供している高齢者向け居住施設です。

(問8で「3 特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設で介護を受けたい」と回答した方にのみ伺います)

問8-2 施設を選ぶ際に何を考慮するか選んでください。

(当てはまるチェックボックスに3つ以内でチェック☑を入れる)

- 1 空き部屋（ベッド）があり、比較的すぐに入所が可能である
- 2 本人の住み慣れた場所に近い
- 3 自分を含めた家族の居住地に近い
- 4 施設への交通アクセスが良い
- 5 地域での知名度・評判が高い
- 6 それまでのサービス利用等でなじみがある
- 7 医療的ニーズに対応できる
- 8 看取りの体制が整っている
- 9 普段利用している医療機関と連携している
- 10 質の高いサービスが提供されている
- 11 その他（)

(問13で「1 離職した」を選んだ方にのみ伺います)

問13-2 離職した理由を選んでください。

(最も当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- 1 仕事と介護の両立が体力的に難しかった(限界だった)
- 2 仕事と介護の両立が精神的に難しかった(限界だった)
- 3 仕事と介護の両立について、職場の理解がなかった
- 4 他に介護を分担してくれる家族がいなかった
- 5 介護サービスが利用できなかった
- 6 介護サービスの存在や内容を十分知らなかった
- 7 介護休業制度や短時間勤務などの支援制度がなかった
(支援制度があることを知らず活用できなかった)
- 8 経済的に離職が可能な見通しがたった
- 9 自身で介護をしたかった
- 10 その他 ()

(問13で「2 離職しなかった」を選んだ方にのみ伺います)

問13-3 離職しなかった理由を選んでください。

(最も当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- 1 他の親族が介護を担った
- 2 経済的な問題(収入の減少など)から離職できなかった
- 3 介護保険サービスを活用することにより、在宅で対応できた
- 4 介護休業制度や短時間勤務などの支援制度を活用した
- 5 施設入所が決まった
- 6 その他 ()

■介護・育児の同時対応や子どもによる介護・育児について

問14 親族の介護と同時に、子どもの育児のダブルケアを行ったことがありますか。

(当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- 1 過去にダブルケアを行ったことがある
- 2 現在、ダブルケアを行っている
- 3 ダブルケアを行ったことはない →問15へお進みください。

※用語の解説

【介護と育児のダブルケア】

親や親族の介護と、子育てが同時に発生する状態のことをいいます。近年、晩婚化や晩産化などを背景として、育児期にある者が親や親族の介護も同時に引き受ける状況になることが多く見られます。

(問14-2から問14-4は、問14で「1 過去にダブルケアを行ったことがある」「2 現在、ダブルケアを行っている」を選んだ方にのみ伺います)

問14-2 ダブルケアを行ったことがある(行っている)ことによる就業への影響をお聞かせください。
(当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- 1 仕事をやめた
- 2 転職した
- 3 就業形態(短時間勤務等)を変更した
- 4 何らかの対応を検討している
- 5 その他()
- 6 特にない

問14-3 ダブルケアの負担感についてお聞かせください。
(最も当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる)

- 1 精神的な負担が重い
- 2 体力的な負担が重い
- 3 経済的な負担が重い
- 4 保育施設が利用できない
- 5 介護保険サービスが利用できない
- 6 親等の介護や子どもの育児が十分にできない
- 7 相談窓口が分からない
- 8 ダブルケアの負担について周囲の人の理解が十分でない
- 9 自分の時間がとれない
- 10 その他()
- 11 特にない

問14-4 県・市町村が、ダブルケアの課題に対して取り組むべき支援策についてお聞かせください。
(当てはまるチェックボックスに3つ以内でチェック☑を入れる)

- 1 保育施設の施設数や利用定員を拡充
- 2 保育施設の質(職員の技術や安心感など)を向上
- 3 介護保険サービス事業所(通所介護など)の施設数や利用定員を拡充
- 4 介護保険サービス事業所の質(職員の技術や安心感など)を向上
- 5 保育施設と介護保険サービス事業所を近接して整備
- 6 育児や介護に関する情報提供の充実
- 7 性別による役割分業の意識改革のための啓発活動
- 8 育児・介護にかかる費用負担の軽減(経済的支援)
- 9 育児・介護に関する相談窓口の一本化
- 10 育児・介護に関する手続きの簡素化
- 11 その他()
- 12 特にない

問15 18歳未満の子どもに、高齢者の介護や障害・病気のある親族（祖父母・親・きょうだいなど）の介護・育児を手伝ってもらった経験がありますか。

（当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる）

- 1 ある
 2 ない →問16へお進みください。

（問15で「1 ある」を選んだ方にのみ伺います）

問15-2 そのときの子どもの状態に変化はありましたか。

（当てはまるチェックボックスに3つ以内でチェック☑を入れる）

- 1 介護・育児に対して理解するようになった
 2 介護・育児を通じて親族に親しみを感じるようになった
 3 家事を手伝うようになった
 4 学校を退学・休学した
 5 学校に遅刻や欠席することが多くなった
 6 子どもに過度に介護・育児の負担がかかってしまった
 7 自由な時間がなくなり、ストレスを感じていた
 8 子どもの心身の健康状態が悪化した
 9 その他（）
 10 特にない

※用語の解説

【子どもが大人と同等以上の介護の担い手になっていることの問題（ヤングケアラー）】
子どもが介護・育児を手伝うことにより、介護・育児に対する理解が進んだり、親族に対して親しみを持つようになったりするなど、良い影響があると言われるています。

その一方で、家族に介護・育児などケアを必要とする人がいる場合に、家庭の事情により大人が担うような介護・育児などを行う責任を引き受け、日常的に家事や家族の世話などを行っている子どももいます。定義は定まっていますが、このような子どもは「ヤングケアラー」と呼ばれており、子どもらしい生活が送れず、孤立したり、進学や就職を断念せざるを得ない場合もあります。

■ 地域包括支援センターについて

問16 あなたは「地域包括支援センター」を知っていますか。

（当てはまるチェックボックスに1つだけチェック☑を入れる）

- 1 知っている
 2 知らない

※用語の解説

【地域包括支援センター】

介護や保健、福祉などさまざまな面から地域で暮らす高齢者の皆さんを支えるための拠点として、各市町村には「地域包括支援センター」(※)が設置されています。

※市町村によっては「高齢者あんしんセンター」などの名称の場合もあります。

